

## 第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について

### 1 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備については、関係部局の平成28年度補正予算及び平成29年度予算（案）において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置等に必要な財源を計上しているところである。

また、独立行政法人福祉医療機構による耐震化や高台移転、スプリンクラー等の整備に係る優遇融資についても、平成29年度において引き続き実施する。

（参考1）

|                               |            |
|-------------------------------|------------|
| ○平成28年度補正予算（耐震化整備、スプリンクラー整備等） |            |
| ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）      | 118億円の内数   |
| ・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）   | 69.6億円の内数  |
| ・保育所等整備交付金（保育所等）              | 426.9億円の内数 |
| ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） | 34.0億円の内数  |
| ○平成29年度予算（案）                  |            |
| ・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）      | 71億円の内数    |
| ・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）   | 65.9億円の内数  |
| ・保育所等整備交付金（保育所等）              | 564.0億円の内数 |
| ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等） | 22.7億円の内数  |

（参考2）独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

|      | 社会福祉施設  |
|------|---|
| 融資率  | （通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90%<br>（高台移転）95%   |
| 利率優遇 | （耐震化・スプリンクラー等）通常利率から△0.5%（当初5年間）<br>（高台移転）無利子 |

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成28年3月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」において、平成26年10月時点の耐震化率は87.9%（17.5万棟／19.9万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が

見受けられるところである。

※ なお、平成 28 年 6 月に実施した平成 27 年度末時点の調査については、現在取りまとめ中である。また、次回調査については、平成 28 年度末時点について調査する予定であるので、ご協力をお願いする。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多数利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月 3 日閣議決定)や国土強靱化アクションプラン 2016(平成 28 年 5 月 24 日国土強靱化推進本部決定)において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記(※)するなど、国としても、今後想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題である。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各自治体におかれては、未耐震施設や津波による被害が想定される施設等の把握(対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化等に向けた課題など)に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度の情報提供や助言等を行うなど、計画的に耐震化等の整備を進めていただきたい。

※「国土強靱化アクションプラン 2016」においては、社会福祉施設の耐震化率を平成 25 年の 86%から平成 30 年には 95%とすることを目標としている。

## 2 社会福祉施設等の土砂災害対策等の徹底について

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」(平成 27 年 8 月 20 日付け 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科澁 0820 第 1 号等厚生労働省大臣官房

厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知) により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

特に今年度においては、台風 10 号に伴う水害により、高齢者施設において多数の利用者が亡くなるという大変痛ましい事態が発生したことなどを踏まえ、「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成 28 年 9 月 9 日付け厚生労働省老健局総務課長・同高齢者支援課長・同振興課長・同老人保健課長連名通知。参考資料 1 参照。）等において、社会福祉施設等における水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況等について点検し、改めて必要な指導・助言等を行っていただくよう依頼したところである。

これを受け、現在、これらの実態把握を行うための調査を実施しているところであり、各自治体におかれては、3 月中に回答していただくようお願いしたい。

また、こうした痛ましい事態が発生することのないよう、砂防部局や管内市町村との連携体制を強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対して、市区町村担当部局や地域の防災関係機関、自主防災組織等と連携し、水害・土砂災害を念頭に置いた防災訓練の実施やその実施に向けた支援等を行うことにより、避難体制の強化に努めていただくようお願いする。

このほか、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画がある場合には、砂防部局への情報提供を行うほか、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点が十分に盛り込まれた計画の策定を促すなど、適切な対応をお願いする。

### 3 社会福祉施設等の被災状況の把握等について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、これまでも各都道府県においてこれらの情報を収集し、厚生労働省あて適宜情報提供をお願いしてきたところである。

熊本地震を始め、近年多くの自然災害が発生している状況を踏まえ、今般、

災害発生時において、社会福祉施設等の被災状況が迅速かつ正確に情報収集できるよう、都道府県、指定都市、中核市あて「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成 29 年 2 月 20 日付け雇児発 0220 第 2 号、社援発 0220 第 1 号、障発 0220 第 1 号、老発 0220 第 1 号。参考資料 2 参照。）を発出し、当該情報収集の方法等について改めて整理を行うこととしたところである。

本通知では、情報収集の対象となる施設種別を明確化するとともに、被災状況に係る報告様式について、記載内容の明確化・簡略化を図るなどの見直しを行っている。

また、各都道府県等において、各施設種別を所管する部局間の連絡調整や被災情報の集約を行う「取りまとめ部局」を明確化していただくこととしているので、各部局間で調整の上、「取りまとめ部局」を定めていただくよう、お願いする。

このほか、災害発生時に速やかに社会福祉施設等の被害情報を収集することができるよう、あらかじめ各都道府県等において対象施設種別の施設リストを整理しておくこととしたので、当該リストの作成について、併せてご協力をお願いしたい。

なお、当該取りまとめ及び施設リストについては、平成 29 年度当初に、各都道府県等に対して照会を行うこととしているので、あらかじめ御了知の上、必要な取組を進められたい。

#### 4 災害福祉広域支援ネットワークについて

災害時において、災害時要援護者（高齢者、障害者など支援が必要な方々）に対し、必要な支援を機動的、能動的に行うため、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築が推進されるよう、平成 26 年度に「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を創設し、都道府県におけるネットワークづくりのための取組に対する支援を行っているところである。

現在、本事業の活用などにより、具体的な災害福祉支援ネットワークを構築済みの自治体は、13 自治体（平成 28 年 6 月現在。自治体独自の取組を含む。）となっているが、未だ多数の自治体において具体的なネットワーク

の構築に至っていない状況にある。

昨年４月に発生した熊本地震を始め、近年、多くの自然災害が発生していることなどを受け、災害時要援護者に対する支援の必要性への認識は、ますます高まりを見せているところである。災害時要援護者に対する機動的、能動的な支援体制を構築するためには、まずは各都道府県において、福祉担当部局と防災担当部局、社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会等の住民組織等からなるネットワークを構築し、平時から、災害時における役割分担、具体的な協働の内容等を整理しておくとともに、研修や訓練等による実践を積み重ねていくことが重要である。

今般、こうしたネットワークづくりに関して、以下の（ア）のとおり、先駆的な取組を行っている自治体にご協力をいただき、ネットワークの構築状況や実践事例等についての資料を取りまとめたので、参考とされたい。

また、熊本地震において発生した課題等を踏まえ、以下の（イ）のとおり、平成29年度予算（案）において、上記補助事業の拡充に関する経費を計上することとしたので、積極的に本事業を活用いただきたい。

（ア）先駆的な自治体におけるネットワークの構築状況や実践事例等について

昨年４月に発生した熊本地震において、岩手県、京都府、熊本県では、日頃から体制を整備している災害福祉支援ネットワークを活用し、福祉・介護人材からなる被災地派遣チームを組織し、避難所等において、被災者の相談支援や移動介助などの様々な活動に尽力いただいたところである。

岩手県、京都府、熊本県における災害福祉支援ネットワークの概要等については、以下のとおりであり、詳細は参考資料３のとおりである。また、これらの自治体から、災害福祉支援ネットワークの設置要綱等もご提供いただいているので、未だ具体的なネットワークの構築に至っていない自治体におかれては、これらの自治体の取組を参考にするとともに、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」を有効に活用し、災害福祉支援ネットワークの構築に向けた取組を推進されたい。

(参考)体制の構築状況比較表

|           |   | 岩手県   | 京都府   | 熊本県                                      |
|-----------|---|---|---|--|
| 災害福祉支援体制  | 指揮命令の主体   | 岩手県   | 京都府   | 熊本県                                      |
|           | 事務局   | 岩手県社会福祉協議会  | 京都府<br>京都府社会福祉協議会   | 熊本県                                      |
|           | 災害福祉広域支援ネットワークの加入団体数  | 25団体  | 29団体  | 7団体                                      |
|           | 平時における取組  | ○災害時における市町村、関係機関、関係団体との協力連携体制の構築<br>○チーム員の募集、研修、登録<br>○チーム活動に関する周知、啓発   | ○運営委員会、幹事会の開催<br>○研修・訓練の実施<br>○医療・社会福祉施設入所者の避難及び避難受入に係るガイドライン等の作成<br>○施設入所者、在宅要配慮者の現状把握 | ○研修の実施                                   |
| 災害発生時の取組  | ○被害情報の収集、被災市町村等関係機関との連絡調整<br>○チーム派遣の可否の判断、派遣要請<br>○チームの編成、派遣手続き | ○被災状況等の確認、把握<br>○関係団体・機関との連絡調整<br>○医療・社会福祉施設入所者の避難に係る連絡調整<br>○避難所への人材派遣 | ○協力団体への派遣要請   |  |
| 災害福祉派遣チーム | 災害福祉派遣チームへの登録方式   | ①協力施設からチーム員予定者登録簿を提出<br>②岩手県においてチーム員を名簿登録                               | ①府内のブロックごとに、福祉関係団体がチーム員を選出<br>②京都府においてチーム員を名簿登録   | 協力施設を名簿登録                                |
|           | 災害福祉派遣チームの編成方式  | ①チーム員に対し派遣の可否を確認<br>②派遣可能なチーム員からチームを編成                                  | ①チーム員に対し派遣の可否を確認<br>②派遣可能なチーム員からチームを編成  | ①協力施設に対し、職員の派遣の可否の確認<br>②派遣可能な職員からチームを編成 |
|           | チーム員の資格要件   | 福祉・介護の専門職員(3年以上の実務経験者で、県研修を終了した者)                                       | 構成団体(福祉関係団体)から選出された福祉専門職(社会福祉士、介護福祉士、ケアマネージャー等)   | 熊本県災害派遣福祉チーム協力施設等登録名簿に記載された施設の職員         |

(イ) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充について

災害時において、災害福祉支援ネットワークを機動的、能動的に機能させるためには、被災地におけるニーズを迅速かつ的確に把握するとともに、関係機関とこれを共有した上で、これらのニーズを踏まえた必要な支援をコーディネートする「司令塔的役割」を整備していくことが重要である。

このため、平成29年度予算(案)においては、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充を図り、具体的な災害福祉支援ネッ

トワークを構築済みの自治体を対象に、災害時において被災状況やニーズを一元的に集約するとともに、災害福祉派遣チームの派遣調整等の役割を担う「後方支援チーム」の設置に係る検討等に要する経費を加算（単年度限り）する枠組みを新たに設けることとしている。各都道府県におかれては、積極的に本事業を活用いただき、災害福祉支援ネットワークのさらなる強化に向けた取組をお願いしたい。

(参考) 「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の拡充概要

**新「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の充実（体制強化事業）**

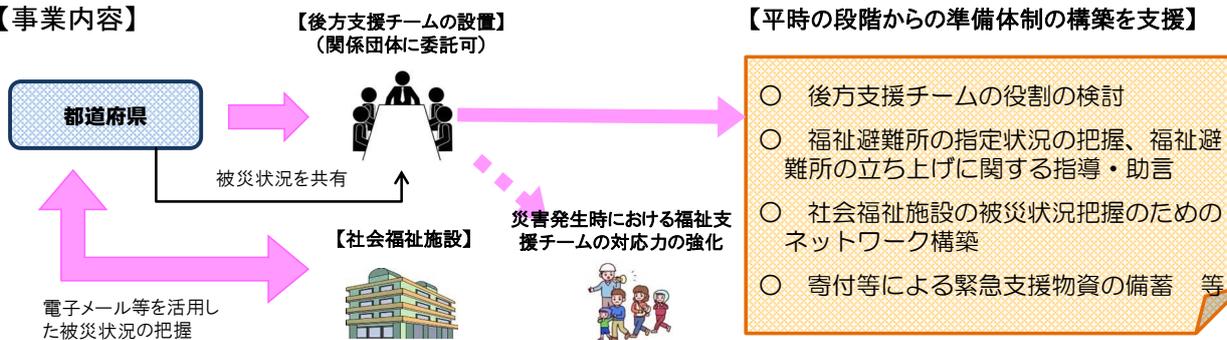
【事業目的】

- 大規模な災害発生時には、高齢者や障害者等の災害時要援護者が生活する社会福祉施設の被災状況を速やかに把握し、食料や水などの物資の供給、電気・ガス・水道といったライフラインの復旧などにつなげていく必要があるが、その場合、情報収集や物資・人的資源の供給のための司令塔の役割が重要である。
- このため、「災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業」の内容の充実を図り、こうしたネットワークが構築されている自治体を対象に、
  - ① 災害時において社会福祉施設等の被災状況の一元的な集約、福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割の検討
  - ② 「後方支援チーム」の立ち上げ支援
  - ③ 管内社会福祉施設の被災状況を把握するためのシステムの構築等に要する経費を加算（単年度限り）する枠組みを新たに設ける。

【平成29年度予算額(案)】

(目)生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数として**24,173千円**(補助率:1/2相当の定額補助)

【事業内容】



# 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業の概要

## 1. 実施主体

- 直接補助: 都道府県  
間接補助: 都道府県が適当と認める団体

※ 都道府県が行う場合は、適当と認める民間団体等への事業の委託可。  
※ 都道府県が適当と認める団体が行う場合は、都道府県を通じた間接補助。

## 2. 事業内容

### (1) 基本事業

- ① 災害福祉支援体制の検討・構築... 県内の災害福祉支援体制の検討を行い実施体制の構築を図るとともに、行政や民間福祉団体等の関係者間での意識・情報の共有を図る。
- ② ネットワークの普及・啓発... 県内において普及・啓発することにより、ネットワークへの支援者の充実を図るとともに、住民等への認知度を深める。
- ③ 災害福祉支援チームの組成(研修、訓練等)... 具体的な活動に備え人材育成や資質向上を図る。
- ④ ネットワーク本部未設置県への立ち上げ支援... ネットワークの未構築県をゼロにする。
- ⑤ 他都道府県との情報交換や連携づくり... 具体的な活動に備え、他都道府県との顔のみえる関係づくりを図る。

### (2) 体制強化事業

**新規**

- ① 後方支援チームの検討・構築... 災害時において社会福祉施設等の被災状況を一元的に把握し、その結果を踏まえ、災害福祉支援チームの派遣調整等を行う「後方支援チーム」の役割について検討を行うとともに、その立ち上げを図る。
- ② 被災状況把握のためのシステムの構築... 災害時において管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築を図る

## 3. 補助率

### 全事業共通

- 定額

## 4. 補助上限額(案)

### (1) 基本事業

- 1自治体当たり、150万円以内

### (2) 体制強化事業

**新規**

- 1自治体当たり、150万円以内

※ (2)については、災害福祉支援ネットワークの構築が図られている都道府県を対象に、単年度限りで補助。

## 5 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について

昨年7月、障害者施設において、外部からの侵入者が多数の入所者等を殺傷するという大変痛ましい事件が発生した。

これを受け、社会福祉施設等の運営に当たって、地域と一体となった開かれた施設等となることと、安全確保との両立を図るため、職員に対する防犯講習の実施等の「社会福祉施設等における防犯に係る日常の対応」や、不審者情報がある場合の関係機関への連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制等の「緊急時の対応」に関する点検項目を整理した「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）」（平成28年9月15日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長・社会・援護局福祉基盤課長・同局障害保健福祉部障害福祉課長・老健局高齢者支援課長連名通知。参考資料4参照。）を発出したところである。

各自治体におかれては、管内社会福祉施設等に対する周知等に御協力をお願いするとともに、施設等における防犯に係る安全確保を支援する観点から、必要な取組の推進をお願いしたい。

また、現在、各自治体及び社会福祉施設等に対し、好事例の収集と課題の整理を行うことを目的として、社会福祉推進事業により、防犯に係る安全対策の取組状況等に係る実態調査を実施しているところである。その結果については、今後報告書が取りまとめられ、公表されることとなっているので、各自治体において、安全確保の取組を進めるにあたり、参考としていただきたい。

## 6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト対策については、これまでも吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査の実施をお願いしてきたところであるが、昨年5月に、総務省行政評価局から、「アスベスト対策に関する行政評価・監視一飛散・ばく露防止対策を中心として一」の結果に基づく勧告が行われ、社会福祉施設等においては、吹付けアスベスト等のみならず、アスベスト含有保温材等の使用実態に関する調査についても実施すべき旨の指摘がなされたことから、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）

等及びアスベスト(石綿)含有保温材等使用実態調査の実施について(依頼)」(平成28年9月30日雇児発0930第2号・社援発0930第12号・障発0930第2号・老発0930第13号。参考資料5参照。)を発出し、改めてアスベスト含有保温材等を含めた使用実態調査を実施しているところである。また、同勧告の中で、一部の自治体において、これまでの使用実態調査が適切に行われていない事例や、アスベスト使用建材に関する分析調査が未了の施設に対する指導が適切に行われていない事例が見られたことから、改めて使用実態調査の適切な実施と、施設に対する指導を要請するよう指摘がなされているところである。

各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

また、独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資について、平成29年度においても引き続き実施することとしているため、施設に対し積極的な周知をお願いしたい。

(参考) 独立行政法人福祉医療機構によるアスベスト対策に係る優遇融資

|      | 社会福祉施設            |
|------|-------------------|
| 融資率  | 70～75% → 75～80%   |
| 利率優遇 | 通常利率から△0.05～△0.4% |

## 7 社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進については、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」(平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が

図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

また、平成 22 年 10 月に「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）」が施行され、木材利用の促進に係る取組を支援するため、独立行政法人福祉医療機構において、木材利用による施設整備事業の融資率の引き上げ措置を講じており、平成 29 年度も引き続き実施することとしていることから、積極的な活用が図られるよう、併せてその周知をお願いしたい。

### 第3 社会福祉施設の運営等について

#### 1 福祉サービス第三者評価推進事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。（参考資料6参照）

本事業については、平成16年より「福祉サービス第三者評価に関する指針について」に定める福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービス毎の評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「指針」を改正し、通知したところである。

また、内容評価基準については、平成28年3月には保育所に係る基準を、平成29年2月には障害者・児施設に係る基準を改正したところである。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めて頂きたい。

なお、現在、高齢者施設及び救護施設の内容評価基準について、検討を行っているところであり、内容が決まり次第通知するので、各都道府県におかれてはあらかじめ御了知いただきたい。

《参照通知等》

- ・「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」  
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、  
老健局長連名通知)
- ・「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
(平成 27 年 2 月 17 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長  
連名通知)
- ・「保育所における第三者評価の実施について」  
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長  
連名通知)
- ・「障害福祉サービス事業所等 における第三者評価の実施について」  
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉  
部長連名通知)
- ・全国社会福祉協議会ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/>(第三者評価事業トップ)  
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)  
[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について（平成 12 年 6 月 7 日厚生省社会・援護局長）」に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業に係る研修等に必要な経費については、平成 29 年度予算（案）において、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるので、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう、ご配慮をいただきたい。

## 第4 感染症の予防対策について

### 1 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成28年12月2日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いしたい。

(参考)

○厚生労働省ホームページ

・平成28年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

・インフルエンザQ&A(平成28年度)

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/qa.html>

・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

・高齢者向けリーフレット

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)

○国立感染症研究所ホームページ

・<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

### 2 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることからノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及

啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が図れるよう適切に行われるよう指導をお願いしたい。

《参照通知等》

- ・「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」  
(平成 28 年 12 月 28 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 19 年 12 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成 26 年 2 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関する Q & A」 (厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成 17 年 2 月 22 日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成 15 年 7 月 25 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(平成 27 年 6 月 22 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管マニュアル」の改正について」  
(平成 28 年 7 月 1 日医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成 13 年 4 月 24 日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・ C 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/cqa_s.html)
- ・ B 型肝炎について (一般的な Q & A) (平成 18 年 3 月)  
[http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa\\_s.html](http://www.med.or.jp/kansen/bandc/bqa_s.html)
- ・ 肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>  
日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン

高齢者施設における肝炎対策のガイドライン

- ・「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて（情報提供）」  
（平成 26 年 5 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、社会福祉施設職員等退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供されるよう、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### 1 福祉貸付事業について

#### (1) 平成29年度予算（案）の概要

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成29年度予算（案）においては、ニッポン一億総活躍プラン等を踏まえた資金需要にも対応しうる貸付原資を確保するとともに、

- ・ 被災地における災害復旧の促進を図る取組として、災害復旧に係る融資において、無利子貸付の対象となる社会福祉施設の拡充や
- ・ ニッポン一億総活躍プランの実現に向けた取組として、不動産担保の徴求が困難な介護ロボット・ICTの導入や、空き家等の賃借による事業所の整備に対する融資において、無担保で融資できる限度額の引き上げ

等の見直しを行うこととしている。併せて、東日本大震災や熊本地震の復旧に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

#### ア 貸付規模

資金交付額 3,727億円（うち福祉貸付 2,545億円）

## イ 貸付条件の改善内容

### ① 新規事項

- 災害復旧に係る無利子貸付対象の拡充
  - ・ 無利子貸付対象施設・事業を全ての融資対象施設・事業に拡充する。
- 介護施設等における「介護ロボット・ICT の導入」及び「空き家等の賃借による事業所の整備」に伴う無担保貸付制度の拡充
  - ・ 一定の利率を上乗せした上で融資する無担保貸付の限度額を3,000万円まで引き上げる（現行の無担保貸付限度額は300万円）。

### ② 継続事項（平成29年度まで延長。優遇措置の内容については「第2 社会福祉施設の防災・防犯対策等について」を参照。）

- 耐震化整備に係る融資条件の優遇措置
- スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
- 津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策に係る融資条件の優遇措置

## （2）民業補完の取組の推進について

介護施設や保育所等の需要が高まる中で、施設整備における民間資金の活用は重要であり、社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉貸付全般において、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを設けているところである。

協調融資については、事業者にとって取引実績のない民間金融機関からの融資が受けやすくなるとともに、民間金融機関にとっても、機構から融資に関するノウハウやデータ等の提供が受けられ、スムーズな融資審査が可能となる等のメリットがある。事業者、民間金融機関ともにメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

なお、機構においては、特に大規模な施設（融資対象面積5,000㎡を

超える施設)の借入申込案件について、原則として民間金融機関との協調融資の利用を前提とすることで、更なる協調融資の推進を図ることとしているので、該当の施設整備を行う社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。

また、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体においては、機構からの融資の活用を認可要件としている事例が見受けられる。機構の融資は、必要な社会福祉施設等の適時的確な整備の確保を図るため「長期・固定・低利」の資金を融通するものであるが、融資の原資について財政投融資金という公的な資金を活用していることから、あくまでも民業補完の原則に沿って実施されているところである。特に、現下の金融環境を鑑みた場合、社会福祉施設等の効率的な整備という観点からも、施設等の整備の公募等にあたっては、機構からの融資を要件とすることにより民間金融機関からの資金調達を排除することのないようご留意いただきたい。

## 2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

(1) 平成 29 年度予算案 (案) 260.7 億円

(2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業 (以下「退職手当共済事業」という。)は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 28 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれは、速やかに交付するようお願いしたい。また、平成 29 年度以降においても、共済契約者 1 人当たりの補助単価 (都道府県単位金額)については、平成 29 年度予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、これまでも機構から退職手当金の支給に係る業務委託を行っている都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、都道府県におかれては、引き続き連携を図っていただくなど、ご協力をお願いしたい。

### (3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているが、平成28年4月の制度改正による影響等を踏まえ、平成29年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額を以下のとおり変更し、平成29年度予算成立後をメドにお示しする告示において正式に定める予定としている。

(旧) (新)

平成29年度単位掛金額（案） 44,700円 → 44,500円

## 3 経営サポート事業について

機構では、経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした確度の高い経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者に対する経営サポート事業を実施しているところである。具体的には、施設単位による経営分析から、法人単位による経営分析を実施するとともに、その中で財務面において優良である施設のデータとの対比等により法人の経営状況を分析し、改善すべき課題や改善による効果等を提示する「経営分析プログラム」等を実施しているところである（平成27・28年度実績：55件）。

各都道府県におかれては、経営面などで課題を抱えている社会福祉法人に対して、機構の経営サポート事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。なお、具体的な事業の詳細は、機構のホームページに掲載しているので、参照されたい。

(参考)機構の経営サポート事業の概要(平成 28 年度実績)

### 1. リサーチ業務

- ・ 福祉・医療をテーマとした各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

【具体例】(機構のホームページに掲載)

- ・ 「介護人材」に関するアンケート調査の結果について
- ・ 社会福祉法人の複数事業および施設の展開について
- ・ 平成 27 年度 福祉・医療施設の建設費について
- ・ 平成 27 年度 特別養護老人ホームの経営状況について
- ・ 平成 27 年度 保育所の経営状況について など
- ・ 社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的(四半期に 1 度)公表
- ・ 「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「保育所」「障害福祉サービス」「病院」「介護老人保健施設」の 6 施設、「社会福祉法人」「医療法人」の 2 法人について、分析結果を冊子「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。
- ・ 施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う簡易経営診断を実施。

### 2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の 2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。

### 3. コンサルティング業務

#### ① 経営分析プログラム

- ・ 法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・ 同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・ 財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・ 分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

#### ② 個別支援プログラム

- ・ 法人が現在抱えている課題について、実際に法人の元に伺いヒアリングをしたうえで、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

【具体例】

- ・ 社会福祉法人に係る中長期計画策定支援
- ・ 社会福祉法人に係る雇用管理の適正化(人事評価制度改正)支援
- ・ 精神科病院の収益回復に向けた経営分析 など

#### ③ ガバナンス診断プログラム

- ・ 社会福祉法人のガバナンス体制強化という課題に対応するため、PDCA の考え方を取り入れた法人の現状認識を促すための評価報告書を提示。

#### 4 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO 法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成するとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。平成 29 年度については、募集する助成テーマを「ニッポン一億総活躍プラン」に定められている対応策と同様の内容に組み替えることで、一億総活躍社会の実現を推進していくこととしている。

なお、機構のホームページにおいては、これまでの優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー）からこれまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているところである。また、機構の NPO リソースセンターにおいては、助成した事業の内容について個別に照会にも応じているため、各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しながら、各地域で活動する NPO 法人等との連携を図っていただきたい。